

2024年規定	2023年規定
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1条 定義</b></p> <p>1) ～2) (略)</p> <p>3) <u>公式通知 ( Bulletin )</u> : ラリーの競技会特別規則を修正、明確化あるいは補足完成するための公式な書面による通知。</p> <p>4) ～18) (略)</p> <p>19) <u>トラッキング</u> :</p> <p>(1) <u>定義</u></p> <p><u>ラリー競技におけるロードおよび信号の管制を適切に遂行するため、オーガナイザーが通信等を用いる機器・電子システム、および/または人員配備等による人為的な手段を用いて、SSステージにおけるすべての競技車両の正確な位置、挙動および状態を追跡すること。</u></p> <p>(2) <u>機能の要諦</u></p> <p>① <u>SSコースでのトラブル発生が速やかに確認できる。</u></p> <p>② <u>SSコースでのトラブル発生箇所が速やかに把握できる。</u></p> <p>(3) <u>推奨基準</u></p> <p>① <u>必須事項</u></p> <p><u>ア 電波法、個人情報保護法等、関係法令に適合している。</u></p> <p><u>イ 通信等を用いる機器・電子システム使用の場合 :</u></p> <p><u>(ア) 無線通信 (衛星、携帯、Wi-Fi 等) あるいは有線通信 (光ファイバー、有線ケーブル、有線接続しPCで記録を取り出す等)。</u></p> <p><u>(イ) 競技会全体を通じ通信状態が良好である。</u></p> <p><u>(ウ) 車載装置は、競技車両に安全に固定することが可能。</u></p> <p><u>(エ) ラリー競技の使用に耐える信頼性 (耐震性、使用可能温度、耐水性等) を有する。</u></p> <p>② <u>推奨事項</u></p> <p><u>ア SSコースでのトラブル発生を概ね10秒以内に確認可能。</u></p> <p><u>イ 通信等を用いる機器・電子システム使用の場合 :</u></p> <p><u>(ア) マップに各ステージが表示され、SSコースにおける競技車両の位置情報を常時表示可能。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1条 定義</b></p> <p>1) ～2) (略)</p> <p>3) 公式通知 (Official Notice) : ラリーの競技会特別規則を修正、明確化あるいは補足完成するための公式な書面による通知。</p> <p>4) ～18) (略)</p>

(イ) シートベルトおよび安全ベルトを装着した状態で、クルーが SOS/OK ボタンプッシュ操作が可能。

(ウ) トラブル発生時に、現場のセーフティの状態(OK/SOS)の判別が可能。また、SSコースの通信カバー率は、概ね80%以上確保されている。

(エ) 競技車両端末から OK 発報の際、現場がコースクリアか、コースを塞いでいるかを選択可能。

(オ) 競技車両端末から SOS 発報の際、火災の発生があるか、負傷しているかを選択可能。

(カ) 競技車両端末との通信状態（確保または断絶）の確認が可能。

(キ) 競技車両端末から SOS が発報された際、ラリーコントロール側で SOS 傍受と同時に、アラーム等でコントロールルーム内に確実に知らせる機能を有する。

(ク) 競技長が提示した赤旗を対象車両端末に表示可能。

20) (略)

第2条～第9条 (略)

#### 第10条 参加確認および参加車両検査

1.～10. (略)

11. オーガナイザーは競技中著しく車体、保安部品または排気系統を破損した参加車両を走行させてはならない。かつ、競技車両は4つの自由に回転する車輪（ホイールとタイヤの両方が正しく装着されている状態）でのみ走行でき、ドライバーの視界を著しく妨げるほどフロントガラスにダメージを負った車両は、競技中一切の走行もさせてはならない。

12. (略)

第11条～第17条 (略)

#### 第18条 燃料補給および充電

オーガナイザーが指定した場所以外での燃料補給、充電は認められないこと。燃料補給中はエンジンを停止するとともに、クルーは車外で待機するか、車内で待機する場合は安全ベルトを外していなければならない。また、充填については安全を十分に確保して行き、車両へは燃料給油以外の作業を行ってはならない。

19) (略)

第2条～第9条 (略)

#### 第10条 参加確認および参加車両検査

1.～10. (略)

11. オーガナイザーは競技中著しく車体、保安部品または排気系統を破損した参加車両を走行させてはならない。

12. (略)

第11条～第17条 (略)

#### 第18条 燃料補給および充電

オーガナイザーが指定した場所以外での燃料補給、充電は認められないこと。燃料補給中はエンジンを停止するとともに、クルーは車外で待機するか、車内で待機する場合は安全ベルトを外していなければならない。また、充填については安全を十分に確保して行うこと。

## 第19条 スタートおよび再スタート

- 1) ～6) (略)
- 7) スタートエリア

ラリーの競技要素スタートの前に、オーガナイザーはスタートエリアにすべての競技車両を集合させることができ、そこには競技会特別規則に詳細のあるスタート時刻の前に車両が運転されてこなければならない。スタートエリアへの遅延到着についての罰金を課す場合は、競技会特別規則に明記されなければならない。スタートエリアでは一切のサービスが禁止される。

## 第20条～第21条 (略)

## 第22条 タイヤウォーミングゾーン (TWZ)

オーガナイザーはスペシャルステージの直前にタイヤウォーミングゾーンを設けることができる。タイヤウォーミングゾーンとは、クルーがタイヤ、ブレーキのウォームアップ等を行う事ができる場所である。ただし、占有許可を得た道路または閉鎖された施設内などでなければならない。設置場所は、タイムコントロール後が望ましい。

タイムコントロールの後に設ける場合、スタートまでの距離に応じて与えるスタート時刻(通常、3分後)をアイテナリに示すこと。タイヤウォーミングゾーンは、その開始位置と終了位置に専用看板を提示する。場所はロードブックに明示され、レッキの時点から場所がわかるようにしなければならない。スペシャルステージと同様の安全管理をしなければならない。この場所以外でタイヤ、ブレーキのウォームアップ等と見なされる行為を行ったクルーは審査委員会に報告され失格を上限とする罰則が与えられる。

## 第23条 タイムコントロールにおけるチェックインの手順

1. ～9. (略)
10. オーガナイザーが指定するコントロールについては特別規則書または公式通知に明記することにより、タイムペナルティを与えることなく目標時刻より前にチェックインさせることができる。
11. ～13. (略)

## 第19条 スタートおよび再スタート

- 1) ～6) (略)
- 7) スタートエリア

ラリーの競技要素スタートの前に、オーガナイザーはスタートエリアにすべての競技車両を集合させることができ、そこには競技会特別規則に詳細のあるスタート時刻の前に車両が運転されてこなければならない。スタートエリアへの遅延到着についての罰金のみが、競技会特別規則に明記されなければならない。スタートエリアでは一切のサービスが禁止される。

## 第20条～第21条 (略)

## 第22条 タイヤウォーミングゾーン

オーガナイザーはスペシャルステージの直前にタイヤウォーミングゾーンを設けることができる。タイヤウォーミングゾーンとは、クルーがタイヤ、ブレーキのウォームアップ等を行う事ができる場所である。ただし、占有許可を得た道路または閉鎖された施設内などでなければならない。設置場所は、タイムコントロールの前でも後ろでもよい。

タイムコントロールの後に設ける場合、スタートまでの距離に応じて与えるスタート時刻(通常、3分後)をアイテナリに示すこと。タイヤウォーミングゾーンは、その開始位置と終了位置に専用看板を提示する。場所はロードブックに明示され、レッキの時点から場所がわかるようにしなければならない。スペシャルステージと同様の安全管理をしなければならない。この場所以外でタイヤ、ブレーキのウォームアップ等と見なされる行為を行ったクルーは審査委員会に報告され失格を上限とする罰則が与えられる。

## 第23条 タイムコントロールにおけるチェックインの手順

1. ～9. (略)
10. オーガナイザーは特別規則書または公式通知に明記することにより、レグの最後のコントロール(その直前にサービスパークが設定される場合はその出口のコントロールも同様とする)については、タイムペナルティを与えることなく目標時刻より前にチェックインさせることができる。
11. ～13. (略)

## 第24条 (略)

### 第25条 リグループのコントロール

1. ～2. (略)
3. リグループのコントロールに到着したら、クルーは競技役員にタイムカードを提出し、スタート時刻の指示を受ける。それから速やかに参加車両をパルクフェルメ内に進入させ、パルクフェルメで指示された場所に停車したらエンジンを停止し、クルーはパルクフェルメ外に出ること。
4. リグループ後のスタート順は、可能な範囲でリグループ到着時点の総合順位に従うべきであるが、この方法を採用することが難しい場合は、当該リグループのコントロールに到着した順とする。
5. リグループが15分を越えないのであれば、クルーはリグループに留まることができる。

### 第26条 スペシャルステージ

1. ～5. (略)
6. スペシャルステージのスタート
  - 1) オフィシャルがタイムカードにスタート時刻を記入したら直ちにクルーにタイムカードを渡すこと。オフィシャルはスタートラインに車両を誘導する。オフィシャルの誘導により車両の前端部が正しい位置になるように停止させる。

スタート灯火信号またはカウントダウン表示装置を使っている場合、1分前または車両がスタートラインに停止した後に、クルーがはっきりとそれらを見ることができるようにならなければならない。誘導が終わった後はスタート時刻まで車両を移動することはできない。移動した場合、審査委員会により罰則が与えられる場合がある。
  - 2) ～5) (略)
7. ～8. (略)
9. スペシャルステージのフィニッシュはフライングフィニッシュとする。フライングフィニッシュと停止ラインの間のエリアは、湾曲、鋭利なあるいは見間

## 第24条 (略)

### 第25条 リグループのコントロール

1. ～2. (略)
3. リグループのコントロールに到着したら、クルーは競技役員にタイムカードを提出し、スタート時刻の指示を受ける。それから速やかに参加車両をパルクフェルメ内に進入させ、パルクフェルメで指示された場所に停車したらエンジンを停止すること。オーガナイザーはパルクフェルメの入り口か出口で新しいタイムカードを支給してもよい。
4. リグループ後のスタート順は、可能な範囲でリグループ到着時点の総合順位に従うべきであるが、この方法を採用することが難しい場合は、当該リグループのコントロールに到着した順とする。
5. リグループコントロールに到着後、クルーはスタートタイムを指示される。その後、競技役員の指示に従いクルーは車両を移動させる。その後エンジンを停止し、クルーはパルクフェルメ外に出ること。
6. リグループが15分を越えないのであれば、クルーはリグループに留まることができる。

### 第26条 スペシャルステージ

1. ～5. (略)
6. スペシャルステージのスタート
  - 1) オフィシャルがタイムカードにスタート時刻が記入したら直ちにクルーにタイムカードを渡すこと。オフィシャルはスタートラインに車両を誘導する。

スタート灯火信号またはカウントダウン表示装置を使っている場合、1分前または車両がスタートラインに停止した後に、クルーがはっきりとそれらを見ることができるようにならなければならない。誘導が終わった後はスタート時刻まで車両を移動することはできない。移動した場合、審査委員会により罰則が与えられる場合がある。
  - 2) ～5) (略)
7. ～8. (略)
9. スペシャルステージのフィニッシュはフライングフィニッシュとする。フライングフィニッシュと停止ラインの間のエリアは、湾曲、鋭利なあるいは見間

違うようなコーナーあるいはゲートのような障害物または危険な妨害物が一切ない状態であることが望ましい。黄色地の予告標識から停止標識“STOP”までの間は停車が禁止される。

10. 計時は印字または記録機能を持つ計測装置を用いて行うことが望ましい。記録は保管され、競技会審査委員会から求められた場合に提出できなければならない。補助としてストップウォッチを使用することが必要である。計時を行う競技役員は、フィニッシュライン（赤色地にチェッカーフラッグの図柄の標識＝別添1参照＝で示される計時基準線）の延長線上に配置され、車両の先端がフィニッシュラインを横切った瞬間を計時し、その通過時刻をストップポイントの競技役員に伝達する。

なお、何らかの理由によりメインおよびサブ計測装置に不具合が生じ、計時不良が生じた場合、競技長は当該各クルーに対し、適正と判断したタイムを与える。

11. ～18. (略)

## 第27条 パルクフェルメ

### 1. 適用

以下の場合、車両はパルクフェルメの規定の対象となる：

- 1) ～2) (略)
- 3) ラリーの終了地点のパルクフェルメに到達した瞬間から、審査委員会がパルクフェルメの解除を宣言した時まで。

審査委員会は抗議の締め切り時刻を過ぎたら、最終の車検が進行中であつたとしても、パルクフェルメを解除できる。

2. ～6. (略)

## 第28条～第29条 (略)

## 第30条 安全装備

スペシャルステージラリーに参加するクルーならびに車両に対しては、下記の安全装備が義務づけられる。またオーガナイザーは、特別規則書に明記することにより、より高規格の装備品を義務づけたり、追加の安全装備品を義務づけることができる。

### 1. クルーが着用するもの

- 1) 国内競技車両規則第5編細則に従ったヘルメット

違うようなコーナーあるいはゲートのような障害物または危険な妨害物が一切ない状態であることが望ましい。黄色地の予告標識から停止標識“STOP”までの間は停車が禁止される。

計時は印字機能を持つ計測装置を用いて行うことが望ましい。印字された記録は保管され、競技会審査委員会から求められた場合に提出できなければならない。補助としてストップウォッチを使用することが必要であるが、これには印字機能は義務づけられない。計時を行う競技役員は、フィニッシュライン（赤色地にチェッカーフラッグの図柄の標識＝別添1 No. 4参照＝で示される計時基準線）の延長線上に配置され、車両の先端がフィニッシュラインを横切った瞬間を計時し、その通過時刻をストップポイントの競技役員に伝達する。

10. ～17 (略)

## 第27条 パルクフェルメ

### 1. 適用

以下の場合、車両はパルクフェルメの規定の対象となる：

- 1) ～2) (略)
- 3) ラリーの終了地点のパルクフェルメに到達した瞬間から、審査委員会がパルクフェルメの解除を宣言した時まで。

2. ～6. (略)

## 第28条～第29条 (略)

## 第30条 安全装備

スペシャルステージラリーに参加するクルーならびに車両に対しては、下記の安全装備が義務づけられる。またオーガナイザーは、特別規則書に明記することにより、より高規格の装備品を義務づけたり、追加の安全装備品を義務づけることができる。

### 1. クルーが着用するもの

- 1) 国内競技車両規則第4編細則に従ったヘルメット

2) 国内競技車両規則第5編細則に従ったレーシングスーツ

3) ドライバーはグローブを着用すること。

4) 国際格式競技

車両がスペシャルステージを走行中はいつでも、クルーはホモロゲーションが承認されたヘルメット、必要とされる安全衣服や国際モータースポーツ競技規則付則L項第3章ドライバーの装備品に定められている機材を装着しなければならない。そして安全ベルトを締めていること。いかなる違反についても競技長よりペナルティが課され審査委員会に報告される。

2. (略)

第31条～第32条 (略)

2) 国内競技車両規則第4編細則に従ったレーシングスーツ

3) 国際格式競技

車両がスペシャルステージを走行中はいつでも、クルーはホモロゲーションが承認されたヘルメット、必要とされる安全衣服や付則L項CHAPTER III -ドライバーの機材に定められている機材を装着しなければならない。そして安全ベルトを締めていること。いかなる違反についても競技長よりペナルティが課され審査委員会に報告される。

2. (略)

第31条～第32条 (略)

別添1：標識類の標準規格

1. (略)
2. ゾーン終了の標識は黄色地でもよいが、ベージュ色地であることが望ましい。
3. ~ 5. (略)

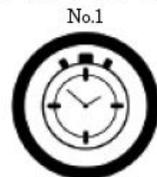
<p>タイムコントロール Time Control</p>  <p>【地色】コントロールエリア入口：黄 【地色】コントロール：赤</p>	<p>SSスタート SS Start</p>  <p>【地色】赤</p>	<p>フィニッシュライン Flying Finish Line</p>  <p>【地色】コントロールエリア入口：黄 【地色】コントロール：赤</p>
<p>ストップコントロール Stop Control</p>  <p>【地色】赤</p>	<p>パッセージコントロール Passage Control</p>  <p>【地色】コントロールエリア入口：黄 【地色】コントロール：赤</p>	<p>メディアゾーン開始 Begin of Media Zone</p>  <p>【地色】青</p>
<p>サービスイリア開始 Begin of Service Area</p>  <p>【地色】青</p>	<p>タイヤマーキング/チェック開始 Begin of Tyre Marking/Checking Zone</p>  <p>【地色】青</p>	<p>給油ゾーン開始 Begin of Refuel Zone</p>  <p>【地色】青</p>
<p>ラジオポイント Radio Point</p>  <p>【地色】警告標識：黄 【地色】ポイント：青</p>	<p>緊急車両ポイント Medical Vehicle Point</p>  <p>【地色】警告標識：黄 【地色】ポイント：青</p>	<p>ゾーン終了 End of Zone</p>  <p>【地色】ベージュ</p>

別添1：標識類の標準規格

1. (略)
2. No.2は黄色地でもよいが、ベージュ色地であることが望ましい。
3. ~ 5. (略)

<p>タイムコントロール Time Control</p>  <p>【地色】コントロールエリア入口：黄 【地色】コントロール：赤</p>	<p>SSスタート SS Start</p>  <p>【地色】赤</p>	<p>フィニッシュライン Flying Finish Line</p>  <p>【地色】コントロールエリア入口：黄 【地色】コントロール：赤</p>
<p>ストップコントロール Stop Control</p>  <p>【地色】赤</p>	<p>コントロールエリア終了 End of Control Area</p>  <p>【地色】ベージュ</p>	<p>パッセージコントロール Passage Control</p>  <p>【地色】コントロールエリア入口：黄 【地色】コントロール：赤</p>
<p>給油ゾーン開始 Begin of Refuel Zone</p>  <p>【地色】青</p>	<p>給油ゾーン終了 End of Refuel Zone</p>  <p>【地色】青</p>	<p>ラジオポイント Radio Point</p>  <p>【地色】コントロールエリア入口：黄 【地色】コントロール：青</p>
<p>緊急車両ポイント Medical Vehicle Point</p>  <p>【地色】コントロールエリア入口：黄 【地色】コントロール：青</p>	<p>タイヤマーキング/チェック開始 Begin of Tyre Marking/Checking</p>  <p>【地色】青</p>	<p>タイヤマーキング/チェック終了 End of Tyre Marking/Checking</p>  <p>【地色】青</p>

タイムコントロールの標識類



地色：黄または赤



地色：ベージュ(黄でも可)



地色：赤



地色：黄または赤



地色：黄または赤



地色：赤

その他の標識類(設置する場合)

給油エリア



開始  
地色：青



終了  
地色：青

ラジオ(無線)ポイント



地色：黄または青

タイヤチェックエリア



マーキング場所  
地色：マーカー部：赤



チェック場所  
地色：青、ルーペ部：赤  
レンズ部：白

緊急車両待機地点



地色：黄または青  
十字内：白

別添2：標識類設置の標準規格

コントロールタイプ 走行方向	コントロールゾーン (標識の直径：約70cm)		
	⇒ 黄色地標識 コントロールエリア入口	⇒ 赤色地標識 停車義務	⇒ ベージュ色地標識 コントロールエリア終了
パッセージ コントロール	最短25m	25m	
タイムコントロール	最短25m	25m	
タイムコントロール サービスパーク入口	5m	5m	
タイムコントロール サービスパーク出口	5m	5m 通常テクニカルゾーン 及び/または給油ゾーン に通じる	
タイムコントロール 及びSSスタート	最短25m	50-200m 25m	
SSフィニッシュ	100m 予告標識	最短200m 25m ストップコントロール	
その他のFIA基準ラリー標識 (標識の直径：約70cm)			
	黄色地に白色標識	白色地もしくは黒色地に青色標識	ベージュ色地もしくは黄色地標識
タイヤマーキング/ チェック		全てタイヤオペレーション に対して1標識	
給油ゾーン		全て給油オペレーション に対して1標識	
サービスエリア		全てサービスオペレーション に対して1標識	
メディアゾーン		メディアゾーンに対して 1標識	
ラジオポイント	100m 警告標識	ラジオポイント	
緊急車両ポイント	100m 警告標識	緊急車両ポイント	

距離数値は、実際可能である限り遵守されること。

\*新たな色/デザインが要求されるまでは、以前のものを使用できる。

別添2：標識類設置の標準規格

コントロールタイプ 走行方向	コントロールゾーン (標識の直径：約70cm)		
	⇒ 黄色地標識 コントロールエリア入口	⇒ 赤色地標識 停車義務	⇒ ベージュ色地標識 コントロールエリア終了
パッセージ コントロール	最短25m	25m PC	
タイム コントロール	最短25m	25m TC	
タイムコントロール サービスパーク入口	5m	5m TC	
タイムコントロール サービスパーク出口	5m	5m TC	
タイムコントロール サービスパーク出口	5m	5m TC 通常テクニカルゾーンおよび/ または給油ゾーンに通じる	
タイムコントロール 及びSSスタート	最短25m	50-200m 25m SS START	
SS フィニッシュ	100m 予告標識	100-300m フィニッシュライン 25m ストップコントロール	
その他のFIA基準ラリー標識 (標識の直径：最小55cm)			
	黄色地に白色標識	黒色地に白色標識	
タイヤマーキング/ チェック		すべてのタイヤオペレーション に対し1標識	
給油ゾーン		すべての給油オペレーションに 対し1標識	
ラジオ ポイント	100m 警告標識	ラジオポイント	
緊急車両 ポイント	100m 警告標識	緊急車両ポイント	

距離についてはでき得る限り、遵守すること。

※交換を求められるまでは、以前の色/デザインを使用することができる。

別添3～別添5 (略)

以上

別添3～別添5 (略)

以上